

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 の一部改正案にかかる意見募集について

1 意見募集の趣旨

地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要があるため、水質汚濁防止法が改正され、平成 24 年 6 月 1 日から施行されたことを受けて、今般、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）及び同条例施行規則を改正するほか、関係法令との整合を図るため所要の整理を行うことを検討しておりますので、皆様からの意見を募集します。

【生活環境保全条例の概要】

生活環境保全条例は、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とし、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の規制対象を広げて公害規制を行っているもの（参考資料 No. 1 及び No. 2 参照）。

2 水質汚濁防止法等の主な改正点

- ①構造等に関する基準遵守義務（有害物質を使用する施設に構造基準を適用）
- ②定期点検の義務の創設（有害物質を使用する施設の管理状況の確認）
- ③事業者による記録改ざん等への厳正な対応（測定結果の未測定、虚偽に対し罰則）
- ④汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止（事故時の措置の対象拡大）
- ⑤排水基準項目等の追加及び基準値の改正
- ⑥ばい煙排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進（改善命令要件の見直し）

3 生活環境保全条例の主な改正点

- ・健康有害物質使用汚水等排出施設の構造等にかかる基準の新設
 - ①構造等に関する基準（本体及び底面、配管、排水溝等の基準）（資料 No. 1-1 参照）
 - ②定期点検の方法（資料 No. 1-2 参照）
- ・定期点検義務の創設

健康有害物質を取り扱う汚水等排出施設を適切に管理するため、新たに点検を義務付けるもの
- ・点検及び自主測定記録義務違反への罰則

定期点検の義務付けに加え、自主測定の頻度・項目が規定されたことから、未測定や虚偽に対して罰則を設けるもの
- ・事故時の措置において、健康有害物質以外の水の汚染状態の項目を追加

現在は健康有害物質のみが対象となっているが、これに加え、生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚染状態の水の排出についても規制を行うもの（規則別表 10 に記載されている項目を追加）

<ul style="list-style-type: none"> ・健康有害物質の種類、水質の汚濁にかかる基準の改正（資料 No. 1-3）
<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設にかかる改善命令の要件の見直し <p>改善命令の適用については、「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる場合」を要件としていたが、人の健康又は生活環境に係る被害のおそれに関わらず、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれある場合は、改善を命じることができることとするもの</p>

4 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、
 県庁県民室、県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

5 意見募集の期間と提出方法

- 募集期間 平成 24 年 9 月 28 日（金） ～ 10 月 29 日（月）
- 提出方法
 - ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクシミリ、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
 - ・ 御意見には、「住所」「名前」を必ず御記入ください。
 - ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。

6 御意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県環境生活部環境保全課
 （郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です）
 - ファクシミリの場合 019-629-5364
 - 電子メールの場合 E-mail アドレス：AC0002@pref.iwate.jp
- ※電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

■ 意見の取り扱い

- 提出いただいた御意見については、本条例改正の参考とさせていただきます。
- 意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- お知らせいただいた個人情報については、本条例の改正にかかる御意見の内容確認にのみ利用し、第三者に提供することはありません。

健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準について

1 施設本体の床面及び周囲の構造等

健康有害物質使用汚水等排出施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、健康有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの健康有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、健康有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 配管等の構造等

健康有害物質使用汚水等排出施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（健康有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、健康有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、次のア又はイのいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) 健康有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) トレンチの中に設置されていること。

(イ) (ア) のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、健康有害物質を含む水の種類

又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(ア) 健康有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

3 排水溝等の構造等

健康有害物質使用汚水等排出施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（健康有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、健康有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 健康有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4 使用の方法

健康有害物質使用汚水等排出施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 健康有害物質を含む水の受け入れ、移し替え及び分配その他の健康有害物質を含む水を扱う作業は、健康有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

イ 健康有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ウ 健康有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした健康有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

(2) 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

定期点検の方法について

点検及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

- (1) 健康有害物質使用汚水等排出施設又は当該施設の設備の点検は、別表第 18 の上欄に掲げる健康有害物質使用汚水等排出施設又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、健康有害物質使用汚水等排出施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲の基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合、同施設において配管等を地下に設置する際、構造等の基準において他の措置と同等以上の効果を措置が講じられている場合及び同施設において排水等の構造の基準と同等以上の効果を措置が講じられている場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。
- (2) 使用の方法に関する点検は、管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1年に1回以上点検を行うものとする。
- (3) 点検により、健康有害物質使用汚水等排出施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 前3号の点検の結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。
 - ア 点検を行った健康有害物質使用汚水等排出施設
 - イ 点検年月日
 - ウ 点検の方法及び結果
 - エ 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - オ 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- (5) 前号の結果の記録は、点検の日から3年間保存しなければならない。
- (6) 点検によらず、健康有害物質使用汚水等排出施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。
 - ア 異常等が確認された健康有害物質使用汚水等排出施設
 - イ 異常等を確認した年月日
 - ウ 異常等の内容
 - エ 異常等を確認した者の氏名
 - オ 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則にかかる健康有害物質等の基準改正新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>（健康有害物質）</p> <p>第6条 条例第2条第9号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 6価クロム化合物</p> <p>(6) ひ素及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p> <p>(11) ジクロロメタン</p> <p>(12) 四塩化炭素</p> <p>(13) 1,2-ジクロロエタン</p> <p>(14) 1,1-ジクロロエチレン</p> <p>(15) シス-1,2-ジクロロエチレン</p> <p>(16) 1,1,1-トリクロロエタン</p> <p>(17) 1,1,2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1,3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) チウラム</p> <p>(20) シマジン</p> <p>(21) チオベンカルブ</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>（健康有害物質）</p> <p>第6条 条例第2条第9号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 6価クロム化合物</p> <p>(6) ひ素及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p> <p>(11) ジクロロメタン</p> <p>(12) 四塩化炭素</p> <p>(13) 1,2-ジクロロエタン</p> <p>(14) 1,1-ジクロロエチレン</p> <p>(15) シス-1,2-ジクロロエチレン</p> <p>(16) 1,1,1-トリクロロエタン</p> <p>(17) 1,1,2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1,3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) チウラム</p> <p>(20) シマジン</p> <p>(21) チオベンカルブ</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>(27) 1,4-ジオキサン</p>

別表第9（第18条関係）

健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	健康有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
5	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム

別表第9（第18条関係）

健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	健康有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
5	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム

改正前			改正後		
15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム	15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム	24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム	25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム	26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
			28	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

別表第10（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
3	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
4	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	30
7	フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
8	銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
9	亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
10	溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10

別表第10（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
3	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
4	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	30
7	フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
8	銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
9	亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2
10	溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10

改正前			改正後		
11	溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10	11	溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
12	クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2	12	クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
13	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000	13	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000
備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業 (いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。			備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業 (いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。		

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の55に定める方法
2	シアン化合物	検出されないこと。	日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法
3	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の54に定める方法
4	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム	日本工業規格K0102の65・2に定める方法
5	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の61・2又は61・3に定める方法
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム	日本工業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	シアン化合物	検出されないこと。	日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法
3	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の54に定める方法
4	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム	日本工業規格K0102の65・2に定める方法
5	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

改正前				改正後			
13	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法	13	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
14	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	14	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	15	1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	シス体については、日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体については、日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
16	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	16	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
17	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	17	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	18	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法	19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法	20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法	21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
23	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の67・2又は67・3に定める方法	23	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の67・2又は67・3に定める方法
24	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム	日本工業規格K0102の47・1若しくは47・3に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法	24	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム	日本工業規格K0102の47・1若しくは47・3に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
25	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム	日本工業規格K0102の34・1に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法	25	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム	日本工業規格K0102の34・1に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量10ミリグラム	亜硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・2・1、43・2・3又は43・2・5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸窒素の量を測定する方法	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量10ミリグラム	亜硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・2・1、43・2・3又は43・2・5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸窒素の量を測定する方法
				27	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
備考 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。				備考 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

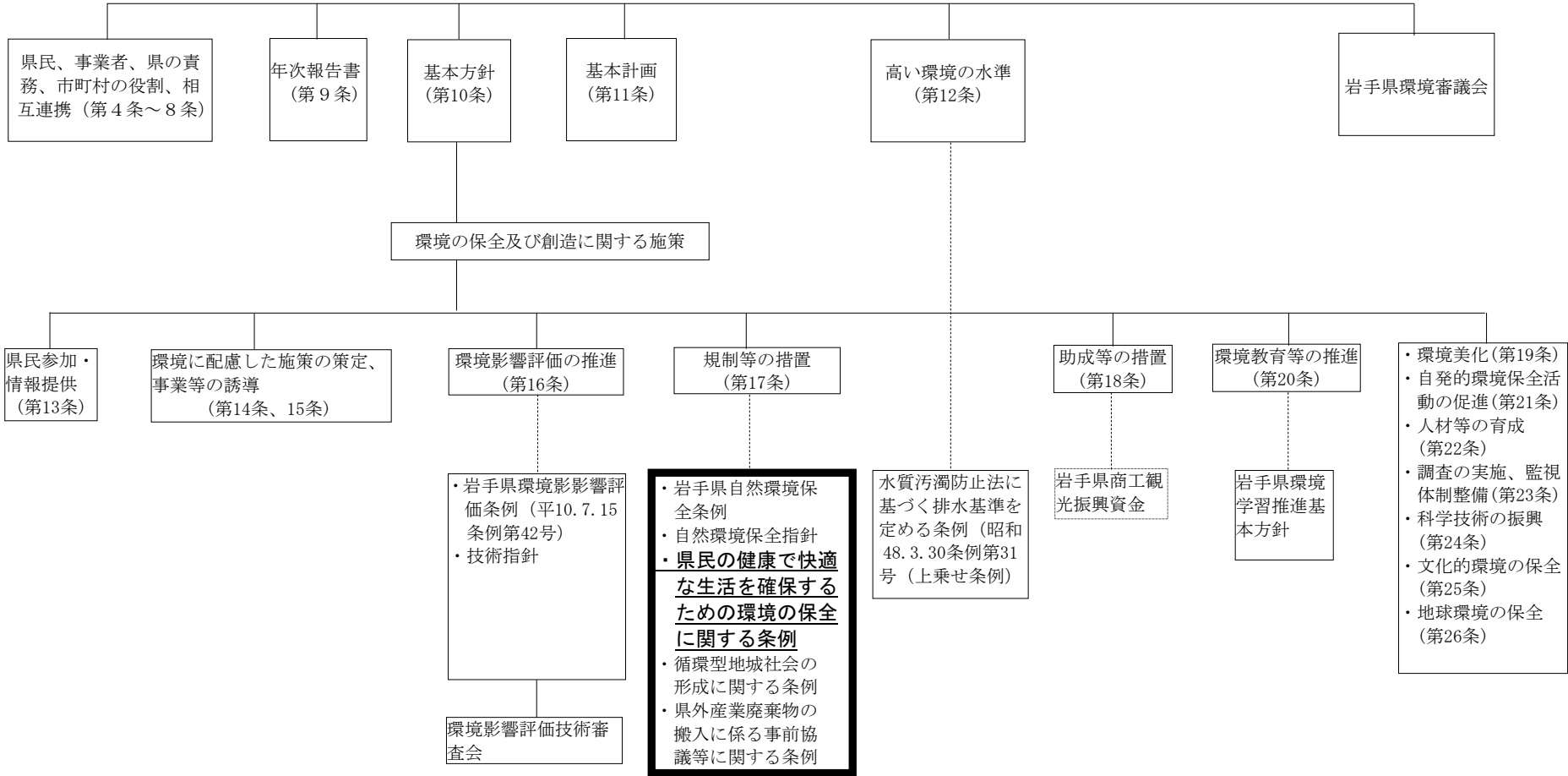
パブリックコメント結果一覧表

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	決定への反映状 況
1	施設の管理	水質			健康有害物質使用汚水等排出施設を設置する事業者が夜逃げした場合、周辺の住民が被害を受けても、この改正案のもとでは想定外として対応できないのではないか。		健康有害物質使用汚水等排出施設の設置者が、廃止等の届出をせずに不在となった場合は、施設を所管する県又は市が立入検査等を実施し、事業場内及び周辺等の汚染の有無等を調査するとともに、汚染が認められた際には、設置者等の管理権限者(関係者)に対して、本条例及び関係法令により人の健康及び生活環境に係る被害を防止するために必要な指導を行います。	D(参考)
2	記録の保管	水質			定期点検書類の偽造、自主測定データの改ざん等があった場合、汚染が認められているものの原因者の特定が困難となる可能性があると思われることから、「最悪のケース」を念頭に置いて対処すべき。		今回の条例改正により、定期点検や自主測定を行わなかったり、又は、虚偽の記録を作成した場合は、罰則が適用されることとなります。 また、施設を所管する県又は市は、立入検査等を行い、定期点検や自主測定の実施状況等の確認を行うとともに、必要に応じて排水水の検査を実施し、排水基準の遵守状況を確認することとしています。	C(趣旨同一)

岩手県における環境保全体系図

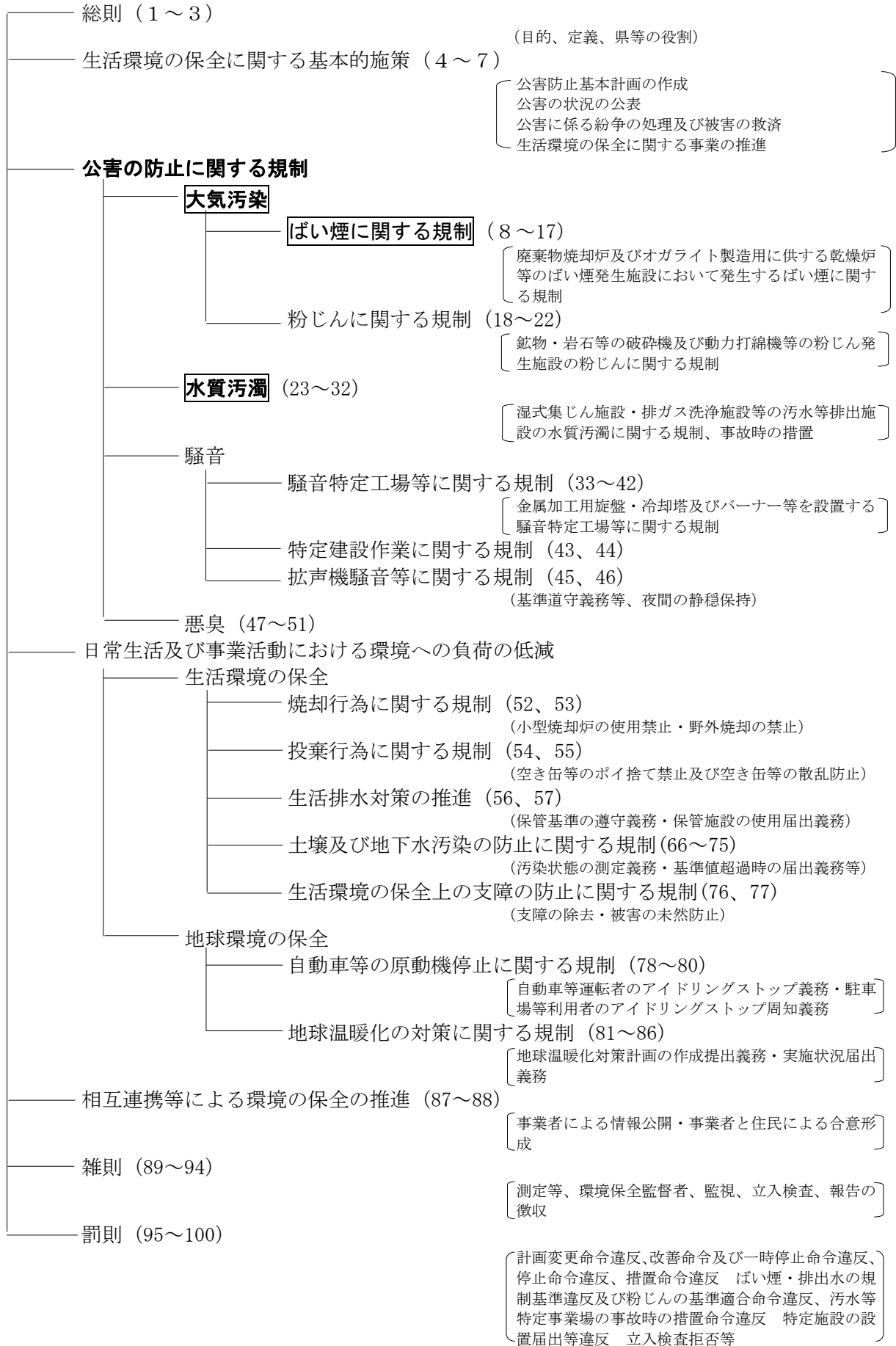
岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
(平成10. 3. 30条例第22号)

基本理念 (第3条)
1 すべての県民の参加、連携及び協力による恵み豊かな環境と共生する地域社会の構築
2 循環型地域社会の形成、将来世代の環境の恵みの享受
3 地域からの行動による地球環境の保全



県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例体系図

(平成13. 12. 21条例第71号)



水質汚濁防止法と生活環境保全条例の関係性

○ 対象施設

・ 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設

・ 生活環境保全条例の汚水等排出施設

湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設

(水質汚濁防止法施行令別表第一各号に掲げる業に用いる以外のもの)

水質汚濁防止法体系図 (条例で法に準じて規定している部分を抜粋) ※□は条例の改正部分

